

(第3章第1節までのまとめ)

(仮称)新潟市自治基本条例(修正案)

第1章 総則

1 目的

この条例は、新潟市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的とします。

2 用語の定義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ以下のとおりです。

市民 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

市長等 市長その他の執行機関及び公営企業管理者をいいます。

市 議会及び市長等をいいます。

参画 市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。

協働 市民と市が対等な関係で、相互の立場や特性を理解し、目的を共有し、連携・協力することをいいます。

(個別意見)

- ・ 参画の定義は、「市の政策立案、実施及び評価の過程に主体的に関与することをいいます。」とすべきである。

3 条例の位置づけ

この条例は、新潟市の自治の基本を定めるものであり、市は、自治の運営に関し、他の条例等を制定し、改廃しようとする場合は、この条例との整合を図ります。

最高規範については、前文に盛り込むことを前提とする。

4 基本理念

市民及び市は、次に掲げる基本理念により市民自治の確立を目指します。
個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政を実現すること。
地域の特性や独自性を尊重した地域自治を推進すること。

(個別意見)

- ・ の冒頭に、「主権者である市民の」を追加し、「公正で」の前に、「市民の福祉が実現される」を追加すべきである。

5 自治の基本原則

市民及び市は、**それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動するとともに**、次に掲げる原則により、自治運営を行います。
市政に関する情報を共有すること。
市民参画の下で市政の運営を行なうこと。
協働して公共的課題の解決に当たること。

(個別意見)

- ・ 「それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、自らを律し、自主的・自立的に行動する」という表現は削除すべき。
- ・ 新たに項を起し、「市は、参画又は協働による自治運営に当たって、参画又は協働しないことによって、市民が不利益な扱いを受けない。」を追加すべきである。

第2章 各主体の責務等

第1節 市民

1 市民の権利と責務

市民は、市政に関する情報を知ることや、市民自治の担い手として、**政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利があります。**

市民は、自らの責任と役割に基づき、公共の福祉、次世代への影響に配慮した自主的な活動を行うとともに、その意思に基づき、市政への参画を通して市民自治の確立に取り組みます。

市民は、市政への参画・協働に当たっては、総合的視点に立ち、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

(個別意見)

- ・ 第1項の追加については、原案のままとしたほうが良い。
- ・ 第2項の「次世代への影響」、第3項の「総合的視点に立ち」は削除すべき。(強要しているように感じられるという意見と、あたりまえのことであえて規定する必要はないとの両方の意見があった。)

第2節 市議会(別途, 検討)

第3節 市長等

1 市長等の役割及び責務

市長は、市民福祉の増進を図るため、この条例に基づいて市民自治を推進するとともに、公正かつ誠実に自治を運営しなければなりません。

市長は、地域の資源を最大限に活用して、市政の運営に必要な財源の確保を図るとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行わなければなりません。

市長は、公平かつ効率的で、質の高い行政サービスの提供を図り、市民満足度の向上に努めなければなりません。

市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連携を図り、一体として、行政機能を発揮します。

注) 第4項は、目的規定で市長等(執行機関等)の役割・責務を規定したことに伴い追加した項目

2 職員の責務

職員は、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民とともに市民自治を推進しなければなりません。

職員は、法令及び条例（以下「条例等」という。）を遵守し、違法若しくは不当の事実がある場合には、これを放置し、又は隠すことなく適正に対応しなければなりません。

職員は、職務に関し、不断の研鑽に努めるとともに、施策の効果を最大限発揮できるような創意をもって職務の遂行に当たらなければなりません。

（個別意見）

- ・ 第3項の「創意をもって」という表現が曖昧であり、削除すべき。

事業者の権利と責務を追加するべきとの意見に対し、事務局にそれを加えた場合の規定の整理をさせた上で、次回審議する。

【結論】 市民の定義には、原案通り法人、団体を含むものとする。

責務については、事業者を抜き出して責務を規定するという意見と、そこまでの必要はないなどの意見があり、まとまらなかった。

第3章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

1 市政運営

市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、~~するとともに、市の将来像を示す計画を策定します。し、選択と集中を基本とした施策展開を図ります。~~

市は、健全で持続可能な市政を実現し、もって、市民福祉の増進を図るため、次に掲げる事項を基本として、市政運営を行います。

市民が広く市政に参画できる機会の確保に努め、市民の意思を市政に反映させること

市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

市民に信頼される市政運営を進めるため、公正性の確保及び透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益の保護を図ること。

施策、事業等について、効率的かつ効果的に行い、その立案、実施及び評価の各段階において、市民に分かりやすく説明すること。

市の組織は、社会経済情勢の変化や多様化する地域課題に迅速かつ的確に対応するため、不断の見直しを行なうとともに、簡素で効率的なものとします。

(個別意見)

- ・ 人権の尊重の観点からも不利益取扱いの禁止を盛り込むべき。
- ・ 市の当初案にあった「法務体制の整備」の項を加えるべき。

2 財政運営

市長は、経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担います。

市長は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備等における世代間の負担の公平化が図られるよう、適切な財政政策を進めます。

市長は、予算、決算その他の財政に関する事項を公表し、市民に分かり易い方法により説明します。